

5分で
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン

2016年
12月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

「相続放棄」せず「相続分の放棄」をしたばかりに連帯保証債務を相続することに! [後編]

今からできる相続対策 3ページ

「名義預金」は税務調査のチェックポイント!
判明したら税理士に相談しよう

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

相続放棄の期限が過ぎてしまったらどうする?

▶ 数字で見る相続

18万2,089件

「18万2,089件」という数字は、裁判所の司法統計による、平成26年度に家庭裁判所に持ち込まれた相続放棄に関する事案件数。相続放棄は平成20年度以来増加傾向で、平成元年の43,626人と比較すると4倍以上増えています。厚生労働省による平成27年の死亡者数は約130万人ということから、件数の多さがうかがえます。

相続放棄とは、被相続人の財産について、プラスの財産もマイナスの財産もすべて引き継がないことを指します。つまり、はじめから相続人にならなかったものとみなされます。

近年の相続放棄件数増加の背景には「多額の負債を抱えて亡くなる人の増加」「相続争いの激化」などが考えられます。相続放棄の手続きは、自分が相続人になったことを知ったときから3ヵ月以内に、相続放棄の申述書を家庭裁判所に対して提出する必要があります。この3ヵ月は熟慮期間と言われ、さらに3ヵ月の期間の延長を申し立てすることができますが、3ヵ月という期間は短いので注意しましょう。相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。

「相続放棄」せず「相続分の放棄」をしたばかりに

後編

※記事内の名前はすべて仮名。
設定は実話に基づき一部脚色しています。

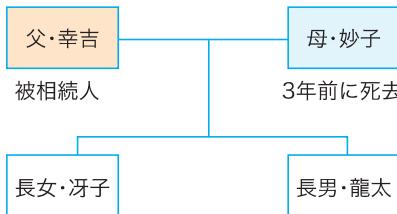
東京・下町で町工場を経営していた安井幸吉さんが亡くなり、相続が発生しました。資産は、自宅兼工場の不動産(評価額5,000万円)と約200万円の預貯金のみで、借入金はありません。相続人は長男の龍太さんと長女の冴子さんです。協議の結果、自宅兼工場は龍太さんが引き継ぐことに。冴子さんは相続分を放棄し、預貯金を100万円のみ相続することになりました。

遺産分割協議が終わって1ヵ月後(相続開始から6ヵ月後)になって、幸吉さんが知人の連帯保証人となつておらず、2,000万円の連帯保証債務があることが判明しました。この場合、龍太さんと冴子さんが1,000万円ずつ保証債務を相続することになります。冴子さんは100万円を相続したばかりに、保証債務を背負うことになったのです。

連帯保証債務があるときは必ず相続人に知らせておくこと

納得がいかない冴子さんは、弁護士に相談しました。弁護士は「家庭裁判所が認めるかわかりませんが、『保証の存在を知ってから3ヵ月以内なので、相続放棄の申請を受理してください』という旨の上申書を出すように」と勧めました。しかし、この上申書が家裁に受理されたとしても、金融業者から「受理は無効だ」と訴えられる可能性がゼロではなく、完全解決にはなりません。

今回のポイントは2点あります。まず、幸吉さんは生前に連帯保証債



務の存在を龍太さんと冴子さんに遺言等で知らせ、冴子さんに相続放棄するよう伝えておくべきでした。冴子さんを受取人にした一時払い生命保険に加入しておけば、相続放棄した冴子さんでも、保険金を受け取れたのです。

もう一点は、冴子さんは「相続分の放棄」ではなく「相続放棄」をすべきでした。相続放棄とは、相続人が被相続人から受け継ぐべき全遺産(財産と負債)を放棄することを指します。また、相続財産に対して、負債の方が多いかどうか不明な場合には、相続分がマイナスにならない程度に遺産を相続する「限定承認」という方法があります。相続開始を知った日から3ヵ月以内に相続放棄や限定承認を行わない場合は、単純承認とみなされ、遺産のすべてを引き継ぐことになります。

一方、今回冴子さんが行った「相続分の放棄」とは、相続財産の大部分を遺産分割で放棄しただけに過ぎません。相続債務の負担を免れるものではないので注意しましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

POINT

- 「相続放棄」と「相続分の放棄」は意味合いが大きく違う
- 「相続分の放棄」とは、相続財産の承継を放棄する意思表示に過ぎず、相続債務の負担を免れるものではない

記事提供：相続・贈与相談センター本部
税理士法人エクラコンサルティング

判明したら税理士に相談しよう 「名義預金」は税務調査のチェックポイント！

相続税の税務調査で、税務署が特に目を光らせるのは「名義預金の有無」です。相続が開始したときはもちろん、名義預金が判明したらできるだけ早いうちに、税理士をはじめとした専門家に相談しましょう。

「名義預金」とは、預金名義が配偶者や子、孫等になっていても、実質的には名義とは別の人間が管理・支配している預金を指します。「家族にお金を残してあげたい」という一心で、親族の名義で預金口座を作り、財産を移し変えているケースは決して珍しくありません。

一方税務署では、相続財産の申告漏れを防ぐため、亡くなった人=被相続人の名義ではない財産でも、実質的に被相続人が管理・支配していた財産の有無をチェックします。名義預金とみなされれば、たとえ被相続人本人の名義ではなくても、被相続人の相続財産とされてしまいます。せっかく愛する家族のために預金口座を作つても、家族たちが相続税を支払うことになるのです。

名義預金は生前に預金の存在を知らせることが必須

名義預金を持っている場合、どうすればいいのでしょうか。もし、「自分の相続はまだまだ先」と思っていらっしゃるのでしたら、預金口座の名義となっている親族に預金の存在を知らせ、通帳と印鑑を渡して、自由に使ってもらうようにしましょう。

そして、預金名義の親族が贈与税の申告を行いましょう。時間的余裕と金額にもよりますが、110万円の贈与税の基礎控除を目いっぱい使って、何年かに分けて申告することも考えられます。いくら親族の名義となっている預金でも、預金の原資は誰が負担しているかは、税

務署が銀行で簡単に調べられるのです。「バレるわけがない」と高をくくるのは禁物です。

もし、相続開始まで時間がなさそうな場合は、名義預金について理解し、名義となっている親族に知らせておくだけで、特にアクションを取らないほうがいいでしょう。贈与を行うと「相続開始前3年以内の贈与財産」は相続財産に加算されてしまうからです。

では、相続が開始してから、名義預金があることが判明した場合はどうすればいいのでしょうか？

「通帳・印鑑の管理・支配は被相続人が行っていた」「預金の原資は被相続人が負担していた」「贈与税の申告をしていない」という状況であれば、名義預金とみなされる可能性が大きいでしょう。

親族のためにせつせと預金を移し変えて、名義預金とみなされて被相続人の相続財産に加算されてしまっては、預金を移した意味がありません。必ず生前のうちに、名義預金の存在を親族に知らせておくことが大切です。

「名義預金がある」「名義預金を発見した」ときは、まずは専門家に相談してください。状況をオープンにしたうえで、最善策を考えていきましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



相続放棄の期限が過ぎてしまったらどうする？

Q 「相続放棄は、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に手続きをしなければいけない」とのことですが、もし3ヵ月という期限を過ぎてしまったら、どうすればいいのですか？

A 期限を経過しても、相続放棄をできる可能性があります。ただし、専門家を活用しましょう。

3ヵ月という相続放棄の手続き期限(熟慮期間)が過ぎてしまったら、原則として資産と負債を含めたすべての相続財産を相続しなければいけません。

しかし、相続放棄の期限を過ぎてしまっても、「相当の理由」があれば、3ヵ月の期限経過後

でも、相続放棄の申述が認められるケースがあります。「相当の理由」とは主に、亡くなつた方(被相続人)の財産状況(資産と負債がどれだけあるのか)を知ったときから3ヵ月を経過していないことです。財産状況を知ったときから3ヵ月以内ということを立証できれば、期限が過ぎても相続放棄できる場合があります。資産や負債がどれくらいあるのかを知らなければ、相続放棄を検討できないからです。検討できないのであれば、相続放棄をできない相当の理由として、裁判所に認められやすくなります。

相続放棄の期間延長は、申請するだけでできるわけではありません。裁判所が「延長申請

するかどうか」「どれくらい期間延長させるか」を決定します。「なぜ期間を延長する必要があるのか」「どの程度の期間があれば、検討の障害事由が解消できるのか」を裁判所に説明する必要があります。

これらの手続きを自力で行うことは難易度が高いので、相続放棄の実績のある専門家を活用しましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



相続は経験と技術で
大きな差が出る事をご存知ですか？

1. 熟練した相続専門力

相続税申告件数年間100件超えの経験値

2. 正確無比なスピード

相続専門チームによる技術力

3. 分かりやすさ

内容に安心して頂けるご説明・明朗報酬

相続職人集団
凄腕。

相続に特化した税理士法人です。

税理士法人才オグリ [名古屋本部]

〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15
名古屋フコク生命ビル6F

相続無料相談実施中！

お問い合わせは

TEL：052-222-1600
(担当：相続部門 小林・浜川)